

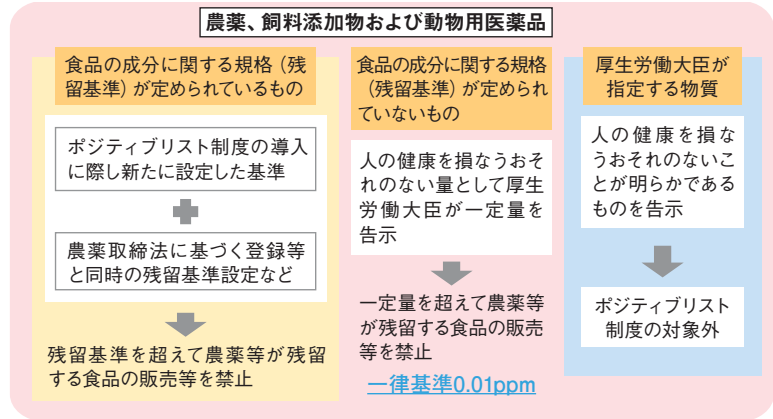
## 5 食品に残留する農薬等の規制（ポジティブリスト制度）

食品中に残留する全ての農薬、飼料添加物および動物用医薬品（以下「農薬等」という。）について、残留基準を設定し、基準値を超えて残留する食品の販売などを禁止しています。

全ての農薬等について、基準値を超えて食品中に残留する場合、その食品の販売などを原則禁止する、いわゆるポジティブリスト制度を導入しています。

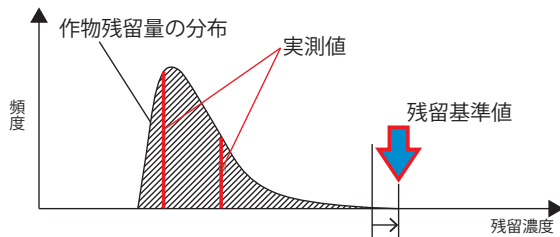
例えば、残留基準が設定されていない農薬が一律基準を超えて食品中に残留していることが明らかになった場合なども、規制の対象となります。

### 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度



### 残留基準の設定方法

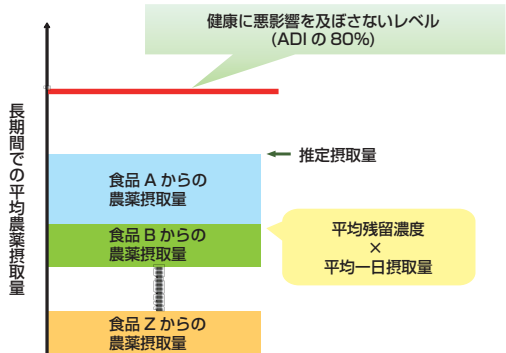
- 同じ使用方法で農薬を使用しても、実際の残留量にはバラツキが生じることから、残留試験の結果から残留基準を設定する際は試験の実測値からある程度の分布を推定して基準値を設定。



つまり・・・  
適正に農薬を使用していれば、  
残留基準を超えることがないように  
基準値を設定。

### ADIに基づくリスク管理

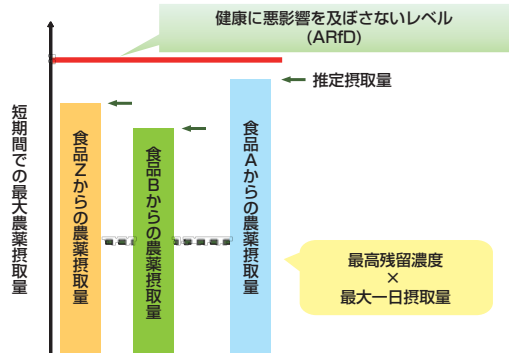
各農薬の長期的な平均摂取量を推定し、ADIの80%を超えないことを確認



食品ごとに摂取量を積み上げて推定  
ADI：ヒトが一生にわたって毎日摂取し続けても健康への悪影響がないと考えられる1日当たりの摂取量

### ARfDに基づくリスク管理

各農薬の短期的な最大摂取量を推定し、ARfDを超えないことを確認



個別の食品ごとに推定  
ARfD：ヒトの24時間またはそれより短時間の経口摂取で健康に悪影響を示さないと推定される摂取量

### 取り組み内容

基準値などの策定

- ・食品規格の一つとして、食品中の農薬等の残留基準を設定
- ・農薬等の分析法の開発

残留実態、摂取量把握

農薬等の摂取量調査（マーケットバスケット調査）の実施

消費者等への情報提供

ウェブサイトを通じた情報の提供「食品中の残留農薬等」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/zanryu/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/zanryu/index.html)

